三 調 発　第３３号
令和３年５月２４日

会員各位

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一

「令和３年度定時総会」の結果報告について（お知らせ）

平素から本会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

本年度定時総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、多くの会員の皆様のご理解のもと、ソーシャルディスタンスの確保等感染症予防をしながら無事開催をできましたことに、お礼申し上げます。

当日は本人出席５８名（委任状出席１３５名）にて議案の審議をしていただき、第１号議案から第８号議案まですべて賛成多数により原案通り可決承認をしていただきました。

つきましては、職印台紙規則廃止に伴い次の取り扱いとなりますのでご留意ください。

１．登記申請書等への台紙の添付（完全オンラインの場合は「使用済」と記載して保管）は令和３年７月３０日までとなります。それまではこれまでどおり遵守してください。

２．令和３年８月２日から令和３年１０月２９日までの間に未使用の職印台紙については、本会で買い取りをいたします。（７月中旬頃に追って案内をさせていただきます。）

また、國吉連合会長から本総会の開催にあたりご挨拶をいただいておりますので、別添させていただきました。お時間のある時にご拝読ください。

本年度から新たな役員となりますが、引き続き土地家屋調査士制度の発展と充実のために気を引き締めて会務に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

感染症が終息し、新たな日常が早く訪れることを祈念しまして、まずは、お礼とご報告をいたします。

記

別添１　連合会長ご挨拶

以上

ご挨拶

定時総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃から会長を始め、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解ご協力をいただいておりますこと、誠に心強く感謝を申し上げます。

本来であれば、定時総会には、会長である私又は代理の役員がお伺いしご挨拶をさせていただいておりますところ、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況にあり、誠に残念ではございますが、書面に代えてご挨拶をさせていただくことを何とぞご理解ご容赦いただきたく存じます。

今日、世界でまん延する新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における土地家屋調査士会の会務運営や事業への取組においては、大変厳しい環境の中、創意工夫により可能な限り進めてこられたものと拝察し、そのご労苦に深く感謝申し上げます。

連合会におきましても、同様に活動が制限される状況ではありましたが、令和2年度の連合会の事業方針大綱に基づき策定された事業計画を意欲を持って最大限取り組み、皆様のご理解とご協力により、おおむね年度の目的を達成できたものと考えております。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

とりわけ、昨年開催されました「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながらの開催でしたが、大勢の方にご来場いただき、開催目的である「土地家屋調査士法第1条に規定された土地家屋調査士の使命に照らして、所有者不明土地や空き家の問題、防災・減災のまちづくりへの貢献に土地家屋調査士が今すべきこと」を広く発信することができたものと確信しております。重ねて御礼申し上げます。

さて、所有者不明土地問題の解消に向けた制度改正については、民法等の一部を改正する法律案及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案が、本年4月21日の参議院本会議で全会一致をもって可決・成立しました。この制度改正の実現に向けては、法務大臣の諮問機関である法制審議会民法・不動産登記法部会において検討が行われ、私も委員として参画し土地家屋調査士の視点か

ら提言をしてきたところであり、参議院法務委員会においては参考人として出席し、改めて土地家屋調査士の視点から意見を述べました。これらの法律には、隣地使用権、相続登記の義務化、所有者の名寄せ、所有権登記名義人が外国人の場合の日本における連絡先の登記の義務化等が盛り込まれ、附帯決議には専門職者である土地家屋調査士の積極的な活用を図ることが記載されております。今後、政省令の改正案が策定されるものと思いますので、今後も連合会は積極的に議論に参画し、国民のためにも、運用面での土地家屋調査士の関与等を訴えていきたいと考えております。

次に、日本土地家屋調査士会連合会会則第 68 条の 2 に規定する土地家屋調査士職務規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行されておりますが、この土地家屋調査士職務規程第 12 条第 2 項に規定する連合会が別に定める要領、すなわち土地家屋調査士業務取扱要領が令和 3 年 6 月 1 日から運用開始となります。全国の全ての土地家屋調査士がこれにのっとって適正な業務を行うことが求められます。会員の皆様には、先程も述べた土地家屋調査士法第 1 条に規定された土地家屋調査士の使命に思いを致し、国家資格者としての矜持を持って日々の業務を遂行していただきたいと思います。また、土地家屋調査士会におかれましても、適切な会員指導をお願いいたします。

さらに、土地家屋調査士が適正な業務を行うためには、当然のことながら研鑽が不可欠です。当連合会では、土地家屋調査士会の全ての会員が定期的に受講する研修、すなわち年次研修について検討を重ね、本年度から日本土地家屋調査士会連合会会則第 67 条第 2 項に規定するいわゆる義務研修に指定して実施することとしております。また、前述の法改正における土地家屋調査士の活用にも通じますが、管理人と成りうる人材育成を組織として取り組まなければなりません。土地家屋調査士一人一人が研修を受講し資質の向上に努めることこそ、土地家屋調査士としての使命を果たすことにつながるものと考えます。会員の皆様にはこの趣旨をおくみとりいただき、この研修に必ず出席いただきますようお願いいたします。

令和 3 年度の事業については、本年 6 月に開催予定の日本土地家屋調査士会連合会定時総会におけるご承認が必要となりますので、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつの開催となりますが、各土地家屋調査士会の会長及び代議員にご参集いただき議案の審議をいただく予定でおります。ご不安なところもあるかと

思いますが、安全に議案の審議がいただけるよう可能な限りの感染対策を講じることとしておりますので、諸事情をご賢察の上、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士制度は常に依頼者に最大限に何ができるかを意識し、その期待や要請に応えていかなければなりません。当連合会は土地家屋調査士政治連盟との連携を更に深め、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって、迅速に邁進する覚悟でおります。そして、今日の非常事態を克服し、この経験を将来の土地家屋調査士が今後起こり得る自然災害等などにも迅速・的確に対応できるよう、逆境に負けない土地家屋調査士として組織力を結集し努力していきたいと思っております。今後とも土地家屋調査士会及び会員の皆様の一層のご理解とご協力更にはご提言も賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念するとともに、新型コロナウイルス感染症の終息と、この試練を乗り越え一日でも早く日常の活動に戻れること、皆様と顔を合わせて制度の発展を語り合えることを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

令和三年五月吉日

日本土地家屋調査士会連合会

会　長　　國　吉　正　和